

**「事業所番号 0173600164」**

**(介護予防)通所介護**

**介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業**

**追分陽光苑デイサービスセンター**

## **重要事項説明書**

当事業所はご契約者（利用者）に対して通所介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供いたしますサービス内容と契約上ご注意いただきたいことをご説明いたします。

当事業所の利用は原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

**社会福祉法人 追分あけぼの会**

### 1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 追分あけぼの会
(2) 法人所在地	北海道勇払郡安平町追分青葉1丁目102番地
(3) 電話番号	0145-25-2233
(4) 代表者氏名	理事長 佐藤 嘉晃
(5) 設立年月	平成4年1月4日

### 2. 事業所概要

(1) 事業の種類	指定通所介護・指定介護予防通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(通所型サービス(旧介護予防通所介護相当))
(2) 事業の名称	追分陽光苑デイサービスセンター
(3) 事業所の所在地	北海道勇払郡安平町追分青葉1丁目102番地
(4) 電話番号	0145-25-2233
(5) 管理者	木村 勝
(6) 開設年月	平成4年4月1日
(7) 利用定員	25名

### 3. 併設されている事業

事業の種類	北海道知事による事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム追分陽光苑	平成4年4月1日	0173600164	30名
陽光苑 短期入所生活介護事業所	平成4年4月1日 介護予防 平成18年4月1日	0173600164	6名 空床利用
追分陽光苑居宅介護支援事業所	平成28年7月1日	0173600164	

### 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことを目的として、サービスを提供します。
事業所運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等の綿密な連携を図りながら、利用者の身体的及び精神的状態の安定、かつ状態の悪化の予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
第三者評価の実施状況	実施の有無 : 無

### 5. 事業所の概要

敷地	5,481.28㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
	延べ床面積	2,576.08㎡
	利用定員	25名

### 6. デイサービスルーム

名称	室数	備考
デイサービスルーム	1室	機能訓練室及び食堂が利用者用に確保されている。

## 7. 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
食堂	1	医務室	1
機能訓練室	1	静養室	1
一般浴室（機械浴槽）	2	厨房	1
特殊浴室	1		

## 8. 職員の配置状況及び勤務体制

従業者の職種	勤務形態		指定基準 (1日)	勤務体制
	常勤	非常勤		
管理者	(1名)		1名	9:00～17:45
生活相談員	1名 (1名)		1名 (確保すべき勤務時間数) (7.25時間)	8:00～16:45、8:30～17:15 9:00～17:45
介護職員	3名 (1名)	3名	3名 (確保すべき勤務時間数) (21.75時間)	8:00～16:45、8:30～17:15 9:00～17:45、10:00～15:00
看護職員(兼務)	(1名)		1名	8:00～16:45、8:30～17:15 9:00～16:15
機能訓練指導員(兼務)	(1名)		1名	8:00～16:45、8:30～17:15 9:00～16:15

※ ( ) 内は兼務

## 9. 通常の事業実施地域・営業日及び営業時間について

通常の事業実施区域	安平町（他、希望があれば他市町村でも可）
営業日	月曜日から金曜日 （祝祭日も含む。但し12月31日から1月3日及び土・日曜日は休業とする。）
営業時間	営業日の8:00から17:30
サービス提供時間	9:00から16:15

## 10. 介護保険給付サービスの概要

種類	内容
(1) 入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴又は清拭を行います。</li> <li>身体状況により機械浴槽・特殊浴槽を使用して入浴することができます。</li> <li>安全で心身ともにくつろげる健康的な入浴の提供に努めています。</li> </ul>
(2) 送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎車により利用者それぞれに送り迎え方法をあらかじめ決めるなど、適切な方法で行います。</li> </ul>
(3) 機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員より、利用者の心身の状況に応じて、居宅にて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその低下を防止する為機能訓練を行っています。</li> </ul>
(4) 排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。</li> </ul>
(5) 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員がバイタル測定を行い、健康管理に努めます。</li> </ul>
(6) アクティビティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>楽しみながら身体・頭を使い、心身の活性化に繋がるアクティビティを行います。</li> </ul>

## 11. 協力医療機関

社会医療法人 平成醫塾あびら追分 クリニック	内科・消化器科 呼吸器科(胃腸科)等	勇払郡安平町 追分本町1丁目43番地	0145-25-2531
オイワケ デンタルクリニック	歯科	勇払郡安平町 追分本町2丁目38番地	0145-25-3741

## 12. 年間行事

実施月	内 容
4月	春のバイキング
5月	お花見・菜の花ツアー
6月	カフェツアー
7月	パフェクッキング・夏祭り
8月	野外昼食会
9月	敬老会
10月	お菓子クッキング・紅葉ツアー
11月	焼き芋クッキング・秋の大運動会
12月	クリスマス会&忘年会
1月	新年会・もちつき
2月	節分
3月	ひな祭り

## 13. 介護給付以外のサービス

サービスの種類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所では、栄養士の立てる献立に基づき、利用者の身体状況や嗜好についてきめ細かな対応を心がけています。</li> <li>・利用者の自立支援のため、食堂で離床し食事をとっていただきます。</li> <li>・食費 1食あたり 530円</li> <li>・昼食 12:30~13:30</li> <li>・おやつ 毎回</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所は利用者及び家族からのご相談には誠意をもって、可能な限り対応いたします。</li> </ul>
広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「あけぼの」を年4回発行し、ご家族の皆様にご事業の実施状況についてお知らせします。</li> </ul>

## 14. 利用料等について

<p><b>【指定通所介護・指定介護予防通所介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業の介護サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の要介護・要支援認定に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担1割から3割）を支払っていただきます(別表2)。</li> <li>・介護保険給付対象外サービスは、別表1に定める内容で、利用者の方が利用した場合は事業所にお支払い下さい。</li> <li>・利用料のお支払いは当事業所が毎月発行する請求書を確認の上お支払い下さい。</li> <li>・当法人利用料負担軽減に該当する方については負担軽減が適用されます。</li> <li>・利用料については利用開始時に利用の有無について同意書に書名、捺印をいただきますのでご協力下さい。</li> </ul>
---

**【介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業】**

- ・介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の要支援認定に応じたサービス利用料金から介護予防・日常生活支援総合事業費の額を除いた金額（自己負担1割から3割）を支払っていただきます(別表2)。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業対象外サービスは、別表1に定める内容で、利用者の方が利用した場合は事業所にお支払い下さい。
- ・利用料のお支払いは当事業所が毎月発行する請求書を確認の上お支払い下さい。
- ・当法人利用料負担軽減に該当する方については負担軽減が適用されます。
- ・利用料については利用開始時に利用の有無について同意書に書名、捺印をいただきますのでご協力下さい。

**15. 利用料金の支払い方法について**

利用料金は利用日数に基づき1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・事業所窓口での現金支払い
- ・指定口座への振込み **振込先** とまこまい広域農業協同組合 追分支所 普通 0005657  
社会福祉法人 追分あけぼの会 理事長 佐藤 嘉晃
- ・口座引き落とし サービスを利用した月の翌付きの27日(祝休日の場合は直後の平日)に、指定する口座より引き落とします。  
(別途口座振替申込が必要となります)

**16. 利用日の中止・変更・追加について**

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、料金をいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の状況によりご契約者のする期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時をご契約者に提示する等協議いたします。

**17. 非常災害時の対応**

非常時の対応	追分あけぼの会 消防計画に基づいた対応をいたします。 (緊急連絡網、自衛消防体制の作成)	
平常時の訓練等	消防計画に沿って年2回以上夜間及び昼間の災害を想定して避難訓練を実施しています。また、年1回消火訓練を行い消火機器の使用 方法の習得に努めています。	
防 災 設 備	設備名称	設備名称
	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	自動火災報知機	非常通報装置
	漏電火災報知機	誘導灯
	非常用電源	ガス漏れ報知機
	消火器	非常用出入口
	カーテン等は防火性のあるものを使用しています。	
防火管理者	1名	

## 18. 緊急時（事故発生時）の対応

- ・急変時及び事故が発生した場合、利用者に対して可能な限りの緊急処置を行い最善の処置を施していきます。
- ・緊急を要する状況の時には、速やかに管理責任者である管理者に報告すると共に、主治医、又は協力医療機関と連携し、主治医又は担当医師の指示を仰ぎます。救急車等で搬送する際には、職員が必ず添乗し対応します。
- ・医療機関への搬送前又は処置が一段落すれば、利用者及びご家族等に誠意を持って説明します。
- ・事故の程度、状況に応じて関係機関へ報告します。

## 19. 身体拘束について

- ・当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者又は他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時には、利用者又は家族に説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。  
緊急性 - 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合  
非代替性 - 身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合  
一時性 - 利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします
- ・当施設で作成した『身体拘束に関するマニュアル』を遵守すると共に、身体拘束廃止委員会を定期的かつ必要性に応じて開催し、身体拘束の廃止に取り組みます。

## 20. 個人情報の取扱い

- ・個人情報の保護に関しては、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。この考えを基に「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、追分あけぼの会個人情報に関する各規則を作成して利用者の方々の権利、利益を保護することに努めます。初回利用時には個人情報の取扱いについて同意書に署名・捺印をいただきますのでご協力下さい。又、従業者には業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならないことを徹底しております。

## 21. 契約書・同意書・重要事項説明書について

- ・利用時に職員から利用時に関する説明を受けた後、事業所と利用者（契約者）の方と双方で誤解が生じないよう契約書を取り交します。
- ・個人情報の取扱い・利用料金については、同意書をいただきます。  
重要事項説明書について、生活相談員の説明後、確認した旨の署名・捺印をいただきます。



追分陽光苑デイサービスセンターにおけるサービスの提供開始にあたり、この重要事項説明書の説明をいたしました。

令和 年 月 日

追分陽光苑デイサービスセンター

説 明 者 職 名

氏 名

印

私は、この重要事項説明書の説明を受け、追分陽光苑デイサービスセンターにおけるサービスの提供を受けることに同意しました。

利用者の家族等  
( 契 約 者 )

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 ( )

利 用 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

別表 1

利用料等一覧（介護保険給付・介護予防・日常生活支援総合事業費対象外サービス）

項 目	単 位 等	金 額 等
食費（おやつ代含む）	1 回当り	530円
通常の事業実施地域以外の方の送迎費用料金 （当センターを起点として算定）	1 km につき	40円
日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用		実費
行事参加費		実費
紙おむつ等		持ち込み

別表 2-1

【追分陽光苑デイサービスセンター 利用料金表】

区 分	介護サービス費自己負担額（1回あたり）					食 費 (1回あたり)
	① 基本サービス費 (通常規模型) 7時間以上8時 間未満	② 入浴介助 加 算	1割負担 合 計 (① + ②)	2割負担 合 計 (①+②) × 2	3割負担 合 計 (①+②) × 3	
要介護1	658円	40円	698円	1,396円	2,094円	530円
要介護2	777円		817円	1,634円	2,451円	
要介護3	900円		940円	1,880円	2,820円	
要介護4	1,023円		1,063円	2,126円	3,189円	
要介護5	1,148円		1,188円	2,376円	3,564円	

\* 上記料金は各種軽減制度利用前の料金となります。各種負担軽減制度の対象者は利用者の状況によって異なります。利用開始時に生活相談員より説明いたします。

通所介護 加算等料金（当事業所提供分）

項 目	負担額（1割）	内 容
	負担額（2割）	
	負担額（3割）	
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を使用して入浴介助を実施した場合に算定
	80円/回	
	120円/回	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	通所介護サービス費自己負担額の9.0%	介護職員の賃金の改善を目的とし、加算算定額を基に賃金改善に関する計画を策定し、加算算定額に相当する賃金改善を実施する場合に算定

## 別表 2-2

## 【追分陽光苑 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 利用料金表】

区 分	介護予防サービス費自己負担額 (1ヶ月あたり)				食 費 (1回あたり)
	① 基本サービス費	1割負担合計 ①	2割負担合計 ①×2	3割負担合計 ①×3	
要支援1	1,672円	1,672円	3,344円	5,016円	530円
要支援2	3,428円	3,428円	6,856円	10,284円	

\* 上記料金は各種軽減制度利用前の料金となります。各種負担軽減制度の対象者は利用者の状況によって異なります。利用開始時に生活相談員より説明いたします。

## 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 加算等料金（当事業所提供分）

項 目	負担額	内 容
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護予防通所介護 サービス費自己負 担額の9.0%	介護職員の賃金の改善を目的とし、加算算定額を基に賃金改善に関する計画を策定し、加算算定額に相当する賃金改善を実施する場合に算定

## 苦情（相談）申し出窓口設置のご案内

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人追分あけぼの会で運営する事業は利用者及びご家族の皆様からの苦情（相談）に適切に対応する体制を整えております。

事業所における苦情（相談）については、解決責任者、受付担当者を置き利用者及び家族の皆様からの苦情（相談）に対応いたします。

### ◇苦情（相談）受付の流れ

Q. 苦情（相談）がある場合は、どうしたらよいのですか？



A. 受付事務所が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付をいたします。

Q. 受け付けられた苦情（相談）は、どのように報告、確認されるのですか？



A. 受付担当者が苦情（相談）を受付後、解決責任者へ報告し、内容を確認した後、申し出人に対して受付けた旨を通知いたします。

## Q. 解決責任者へ報告された後は、どうなるのですか？



A. ・解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

## Q. 第三者委員とは、どんな人がなっているのですか？



A. 第三者委員としては、社会福祉法人追分あけぼの会 監事が苦情（相談）解決にあたります。

## Q. 追分陽光苑にしか苦情申し出は、出来ないのですか？

A. 追分陽光苑以外でも、下記に申し立てをすることができます。

- |   |  |
|---|--|
| ○安平町役場 健康福祉課<br>(土日祝日除き 8:30~17:15 受付)                      | 所在地:勇払郡安平町早来大町 95 番地<br>電 話:0145-29-7072 FAX: 0145-29-7076   |
| ○北海道国民健康保険団体連合会<br>総務部介護保険課企画・苦情係<br>(土日祝日除き 9:00~17:00 受付) | 所在地:札幌市中央区南 2 条西 14 丁目<br>電 話:011-231-5161 FAX:011-233-2178  |
| ○北海道社会福祉協議会<br>(土日祝日除き 9:00~17:00 受付)                       | 所在地:札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1<br>電 話:011-241-3976 FAX:011-251-3971 |

〒059-1941

勇払郡安平町追分青葉 1 丁目 102 番地  
追分陽光苑デイサービスセンター

TEL 0145-25-2233

FAX 0145-25-2220